

## 判 決 要 旨

判決言渡日：平成30年7月20日

事件番号及び事件名：高知地方裁判所平成28年（ワ）第129号 損害賠償  
請求事件

裁判官： 裁判長裁判官 西 村 修  
          裁判官 德 光 絢 子  
          裁判官 高 田 卓

当事者： 原 告 岡崎七孝ほか。合計45名  
          被 告 国

請求合計額： 6486万6664円

(漁船員・支援者1人当たり200万円、遺族はその法定相続分)

主 文： 請求棄却

事実及び理由の要旨：

### 1 事案の概要

本件は、米国が昭和29年3月から同年5月にかけて、マーシャル諸島共和国ビキニ環礁及びその付近において、核実験（以下「本件核実験」という。）を行い、その周辺の海域において漁船員らが被ばくした（以下「本件被ばく」という。）にもかかわらず、被告が、被ばくの実態及び被ばくに関する記録（以下「本件資料」といい、被ばくの実態と併せて「本件資料等」という。）を平成26年9月19日に開示するまでの間隠匿したこと及び被ばく者について追跡調査や生活支援等の施策を実施しなかったことが違法であるとして、被ばくした漁船員及びその遺族並びにこれらの者の支援者である原告らが、主位的に、被ばくした漁船員は、必要な治療を受け、生命及び健康を維持する権利等を侵害され、支援者は被告の違法行為により貴重な時間を浪費したとして、予備的に、本件資料の開示により、原告らは、被告による違法行為を知り、大きな怒りと衝撃を受けて損害が発生したとして、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、漁船員及びその支援者である原告一人につき200万円、遺族である原告らは200万円に対する法定相続分の割合を乗じた額の損害(合計6486万6664円)及びこれらに対する最終的な違法行為の日である本件資料開示の日から支

払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

## 2. 当裁判所の判断の要旨

### (1) 本件核実験及び被ばくの実態について

証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、米国が、昭和29年3月1日から同年5月14日までの間、6回にわたり、マーシャル諸島共和国ビキニ環礁及びその付近において、核実験を行い（本件核実験）、漁船員であった原告ら（ただし、証拠がない1名を除く。）又は原告ら（但し、支援者原告を除く。）の被相続人が被ばくした事実が認められる。

### (2) 除斥期間の起算点について

ア 継続的不法行為における除斥期間の起算点（主位的主張に対する判断）

除斥期間の起算点は、「不法行為の時」（民法724条後段）とされていることから、継続的な不法行為の場合、当該不法行為が一体のものとして評価できるかを検討する必要がある（行為の一体性）。また、消滅時効については、継続的不法行為であっても、日々新たな損害が発生するもの（不法占拠が典型例）は、その新たな損害を知った時から逐次消滅時効が進行するものとされるが、損害が累積するもの（例えば、大気汚染による健康被害）は、損害の発生を分断して捉えることが適切でないため、損害全体を知った時から消滅時効が進行すると解されている。除斥期間についても、上記消滅時効の議論を参考にすれば、損害が一体的なものとして評価できるかを検討する必要がある（損害の一体性）。

原告らの主位的主張は、本件資料等の隠匿行為を根拠付ける事実として、要旨、①昭和30年1月4日に日米合意を締結し、本件被ばくの実態は全て隠すという基本方針を決めたこと、②同月1日からの被ばく調査中止、③昭和61年3月7日の衆議院での本件資料は残っていない旨の答弁（本件国会答弁）、④平成16年3月5日の高知県議会での高知県知事による被告はビキニ事件については解決済みの立場で

あり、取扱い窓口もないとする旨の答弁(高知県知事答弁),⑤その他、本件資料開示までの厚生労働省の各対応(平成26年7月以降同年9月19日に本件資料を開示するまでの間の担当者の交代,同省が本件資料の内容等を開示当日まで明かさなかったこと,同省が開示当日の太平洋核被災支援センターによる記者会見において,記者に対してのみ同省の見解を書面で交付したこと,同省による本件資料の開示は,外務省の開示文書に含まれていた被災船員の血液,尿などの検査記録が除外されているなど不十分なものであったこと)を主張し,これらが不法行為であると主張するとともに,本件資料を開示しないこと,被ばくの事実を隠すため調査・支援等を実施しないことも含めて継続的不法行為であり,一体のものであると主張している。

上記5つの事実は,被告の行為以外を含む(④高知県知事答弁)など,主体が単独ではない上,被告の行為とされるものについても,外務省や厚生労働省など被告内部における異なる組織体による行為を含んでおり,これらの行為の間には,数十年という時期的な隔たりが存するものもあり,特定の自然人の意思が継続していたというものでもない。各行為の態様も,外交合意,被ばく調査の中止,議会等における答弁や対応など,全く異なるものである。したがって,これら5つの作為について,継続的な行為であったと見ることはできない。

また,これらの5つの作為による行為の間に不作為による不法行為が継続しているものとして,本件資料を開示しない不作為,被ばくの事実を隠すため調査・支援等を実施しない不作為による不法行為があると主張しているが,原告らが一体の継続的不法行為として主張する期間が60年の長期に及ぶものであって,その間に情報の管理や開示に関する法令の整備が進み,法令に基づく作為義務の有無や内容が変化していることに鑑みれば,容易に継続した一体のものとして捉えることはできない。

なお,原告らは,被告が米国との間で日米合意を成立させ,本件被ばくの事実を全て隠すという基本方針を決め,これが一貫して継続してきたと主張するところ,確かに,当時,日米の政治決着により本件

核実験の被害に関する社会一般の認識を限定、狭小化し、鎮静化させようとした意図があったことが窺われるけれども、本件核実験による被ばくの実態や漁船の被害については既に当時から大きく報道されていたこと、日米合意自体が密約としてなされたものでもなく、かえって、平成3年の時点で外務省が自主的に開示していること、漁船員らが身体検査を受けたこと自体は当時から知られていた事実であること、開示された資料の内容自体は、外交関係を揺るがすような極めて衝撃的なものであったともいい難いこと、平成11年に成立した情報公開法など公文書の管理に関する法令が整備される以前の各省庁による公文書の管理状況からすれば、本件資料に関して杜撰な管理がなされていた可能性も否定できず、意図的に隠匿されたとは断言できない。

したがって、上記5つの事実及び本件資料を開示しない、被ばくの実態を隠すため調査・支援等を実施しないという不作為について、一体の行為と認めることはできない。

次に、損害の一体性に関して検討すると、原告らが主位的に主張する損害は、本件資料等の隠匿・不開示の違法行為、調査・支援等施策不実施の違法行為により、本件被ばくをした漁船員及びその遺族である原告らは、必要な治療を受け、健康を守る権利、生命を維持する権利、安全、平和な生活をする権利が侵害されたことに対する慰謝料、支援者原告は、本件被ばくの実態究明及び被ばく者の救済に取り組んだ結果、自身の人生の貴重な時間を大きく費やすことになったことになったことに対する慰謝料であるところ、慰謝料は、身体に蓄積する健康被害のように必ずしも一体のものと評価されるべきものではなく、むしろ、各時点によって、原告らが受けることができた治療内容等も異なると考えられ、上記の損害は、逐次発生すべき性質の損害と評価すべきである。

以上からすれば、原告らの主張は、行為及び損害の両面から検討しても、そもそも継続的不法行為であったとはいえないし、仮に、継続的不法行為と呼ぶとしても、一体のものと評価できず、除斥期間は逐次進行するものというべきである。

イ 損害の発生が加害行為時より遅れる場合の除斥期間の起算点（予備的主張に対する判断）

原告らは、予備的に、本件資料が開示され、被告による違法行為及び原告らの損害賠償債権行使に対する妨害の事実を知り、怒りと衝撃を受けたことによる精神的損害を被ったと主張しており、これは、不法行為に遅れて損害が発生したと法律構成するものと理解できるが、本件資料が開示されれば直ちに損害が発生すべきものであるといわざるを得ないから、身体に蓄積する物質が原因で人の健康が害されることによる損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる疾病による損害と同列に論じることはできず、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当期間が経過した後に損害が発生する場合には当たらないというべきである。

民法724条後段が定める除斥期間は、同条前段が定める時効制度とは異なり、被害者の認識の如何を問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたものと解されるから、被害者が除斥期間経過まで不法行為を知らなかった場合があることは制度上当然に予定されているというべきであり、除斥期間経過後に被害者が何らかの不法行為があったことを知ったことをもって損害が発生したと構成することで除斥期間の適用を否定することができるのであれば、法律構成次第で除斥期間の適用の余地がほとんどなくなってしまうかねず、時効とは別に除斥期間を設け、一定の時の経過により法律関係を確定させようとした制度趣旨が没却されるおそれがあるから、原告らの予備的主張にいう損害発生時を除斥期間の起算日とすることはできない。

以上によれば、原告らが主張する不法行為は、継続的不法行為として一体のものとして捉えることはできないし、本件資料が開示された時点を除斥期間の起算点とすることもできないから、上記①ないし③の事実及び本件資料等の隠匿・不開示の違法行為、調査・支援等施策不実施の不作为のうち本件訴訟が提起された平成28年5月9日よりも20年以上前の行為及びこれらに基づく損害に関しては、除斥期間

が経過しているというほかない（なお、原告らは、被告による除斥期間の主張が信義則違反又は権利の濫用であり許されないと主張するが、除斥期間は、時効と異なり、当事者の主張がなくとも当然にそれに基づき裁判しなければならない性質のものであるから、同主張は失当である。）。

(3) 被告が本件資料等を隠匿したか否か

原告らは、被告の本件資料等の隠匿行為として5つの事実を主張しているが、①日米合意、②被ばく調査中止、③本件国会答弁については、除斥期間が経過しているため、検討すべきは、④高知県知事答弁、⑤その他、本件資料開示までの厚生労働省の各対応ということになる。

まず、④高知県知事答弁については、そもそも被告の行為ではないから被告が責任を負うべき理由にならないし、当時、被告に取扱い窓口がないことを違法行為であるという趣旨であるとしても、そのこと自体が、何故違法行為となるのか明らかではない。なお、窓口を設けるべき義務があったという主張と理解すれば、不作為の違法をいうものと解されるから、結局、本件資料等の不開示、調査・支援等施策不実施のいずれかの不作為の問題に解消される。

そして、⑤の本件資料開示に係る厚生労働省の対応についても、これが本件資料を隠す行為といえるか自体が疑問である上、担当者の異動、情報公開前の頁数等の開示をしなかったこと、記者会見における対応は、それぞれ原告らに対する違法行為となり得るものでなく、本件資料から外務省が開示した資料が抜けていた点についても、国会議員による指摘を受けて平成26年10月29日には追加資料として開示をしているのであるから、原告らに対してこれを隠そうとしたとまでは認められない。

したがって、原告らが主張する本件資料を隠す作為については、違法となるとは認められない。

(4) 被告に本件被ばくに関する資料を開示し、又は調査・支援等の施策を実施すべき法的作為義務が認められるか否か

原告らが主張する憲法15条2項、国家公務員法その他の法律は、いずれも被ばくに関する資料開示義務も調査、支援等の施策を実施すべき

具体的な法的作為義務を導くものではない。

なお、被爆者をめぐっては、被爆者援護法が制定されているところ、同法は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることに鑑み、戦争遂行主体であった国が、自らの責任において、医療の給付を中心として被爆者の救済を図るという面を有する法律である（被爆者援護法前文、最高裁平成29年12月18日第一小法廷判決参照）。このような被爆者援護法の目的及び立法経過に鑑みれば、同法は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾により被ばくした者の援護について規定したものであることは明らかであり、本件には同法は適用されない。また、同法によっても、同法に定める医療給付等を超えて本件資料の開示や施策を実施すべき義務を導き出すことはできない。

また、原告らは、調査・支援等施策の法的作為義務について、本件被ばく者は、広島市及び長崎市への原子爆弾の投下と同じく、米国による核兵器使用によって放射能被害を受けており、その健康管理その他の援護の必要性があるからこれと同等に扱うべき旨も主張する。

確かに、本件被ばく者については、米国による核兵器使用によって被害を受けたという共通性があり、本件核実験に使用された水爆の方が、上記原子爆弾よりも遥かに強力で広範囲に放射性降下物を撒き散らしたことが判明しているのであるから、これによる健康被害を等閑視することなく、その救済が同様に図られるべきという主張は理解できないものではない。

本件核実験による被ばく者が原爆医療法の対象とされなかった事情の中には、広島市及び長崎市の当時の被ばく者が補償を受けられていなかった中で、本件核実験による被害に関しては日米合意により何らかの補償がなされうるという期待があったこととの均衡や、船員保険法等の労働災害補償法制によって救済が図られるべきといった点が考慮されたこともあるものと推察される。しかし、事後的に見れば漁船員に対する補償が限定されたものとなったことは既に認定した事実から明かである。また、船員保険法による救済についても、被ばく直後の時期に血液検査

等の健康調査が十分に行われなかったこと、被ばくした場所が海上であり、その痕跡が残りにくかったこと、本件核実験による放射性降下物の飛散状況などに関する情報は米国が保有し、自主的開示まで相当年月を要したこと、晩発性障害はその性質上原因を特定することが容易ではないことなどを考慮すると、個々の漁船員が、本件核実験によって放射線に被ばくしたことに加え、申請時点における健康状態の悪化が被ばくによる結果であることを立証するのは、困難を伴うものであることが否定できない。

そうすると、長年にわたって省みられることが少なかった漁船員の救済の必要性については改めて検討されるべきとも考えられる。

そこで、被爆者援護法による救済の可能性に着目した主張がなされたものと理解できるが、同法は特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済を図るという一面を有するものであり、米国による戦後の核実験によって被害が生じたという本件とは、背景となった立法事実が異なるといわざるを得ない。被爆者援護法のもとになった原爆医療法は、本件核実験を契機とする国内世論の高まりを背景に制定されたという事情がありながら、立法過程による様々な検討を経て、意識的に広島市及び長崎市の被ばく者に対する対策に限定して立法され、本件核実験の被ばく者を含めなかったものであり、同法を承継している被爆者援護法について拡張ないし類推解釈をして、本件核実験による被ばく者を対象に含めることは法解釈論の限度を超えるものであって、本件被ばく者について、個別の立法がないにもかかわらず、被爆者援護法と同等の扱いをすべき義務があるということとはできない。

したがって、被爆者援護法と同等の扱いをすべきという主張は立法論をいうものといわざるをえず、上記に指摘した救済の必要性があるとしても、同法から作為義務に違反した不作為の違法を導き出し、国賠法に基づく損害賠償請求によって司法的救済を図ることは困難であり、立法府及び行政府による一層の検討に期待するほかない。

以上から、被告に本件被ばくに関する本件資料等を開示し、又は調査・支援等の施策を実施すべき法的作為義務があると認めることはできない。



(5) 結論

以上によれば、原告らが被告による本件被ばくに関する隠匿行為として主張する作為のうち、①日米合意、②被ばく調査中止、③本件国会答弁については、除斥期間が経過しており、④高知県知事答弁、⑤その他、本件資料開示までの厚生労働省の各対応は、隠匿行為と評価できない。また、被告が、本件資料を開示せず、調査・支援等の施策を実施しなかった不作為については、かかる法的作為義務が認められない。

よって、原告らの請求には、いずれも理由がない。

以 上